

# 医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 岡 本 公 男

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内

電話 (0857)27-5565



## 理事長挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合

理事長 岡 本 公 男

今夏は記録的な猛暑となりましたが、ようやく少しずつ秋の気配が感じられるようになりました。

その「歴史的酷暑」とは逆に日本の政治、経済は冷え切っているように感じます。民主党の代表選があり菅代表が再選しましたが、日本の冷え切った状況を打破できるのか不安でなりません。しかしながら、菅新内閣の中には、昨年度、当県が担当で開催した全協中四国支部総会・委託研修会に特別講演の講師としてお招きした片山善博前鳥取県知事が総務大臣として入閣されました。歯切れのよい講演で大変好評でしたが、知事時代に行政改革を進めて情報公開や地方議会改革を主導し「改革派知事」と呼ばれた手腕を国政の場で発揮していただきたいと思います。

さて、国保組合を取り巻く状況につきまして、新しい後期高齢者医療制度ですが、平成25年4月に新しい高齢者医療制度の施行というスケジュールで高齢者医療制度改革会議により議論が進められています。今夏に中間とりまとめが出されましたが、この中間とりまとめの要点は、「地域保険は国保に一本化し、年齢で区分することなく、サラリーマンである高齢者の方や扶養者は被用者保険に加入する。」というもので、国保組合については被用者保険と同様の扱いとするという主旨のものが盛り込まれています。

また、国保組合に関する諸問題として、国庫補助金の見直し、特定健診・特定保健指導などがあります。

国保組合の国庫補助金に対しては、厚労省事業レビュー（省内の事業仕分け）において外部有識者から財政力が高い国保組合には補助金がいらないのではないかというような厳しい意見が出ました。平成22年度の概算要求では、特別対策費補助金が全省庁一律1割削減の影響もあり減額となっている以外はほぼ従来通り予算要求されているようですが、予算編成過程において具体的な見直しが検討される恐れもあります。

特定健診・特定保健指導については、保険者機能を発揮するために実施率を上げるよう厚労省から指摘されています。当組合では、平成20年度12.9%であった実施率が平成21年度は8.7%と全国の医師国保組合の中でもワースト3位に入ってしまう状況です。今年度の実施率も低調ですのでぜひ特定健診の実施、及び従業員のデータ送付をお願いします。

先行き不透明な状況が続きますが、役職員一致団結して組合業務の推進に尽力するとともに継続して保険者の組織機能及び財政基盤の確立が図られるよう努力いたしますので、今後ともご指導ご協力をお願いいたします。

## 第125回 通常組合会開催

1. 開催日時 平成22年8月7日(土)  
午後4時
2. 開催場所 ホテルニューオータニ鳥取  
鳥取市今町
3. 議員の総数 30名 議決権の総数 30個
4. 出席議員の数 22名 この議決権の数 22個
5. 決定事項
  - 1) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件(承認決定)
  - 2) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件(承認決定)
6. 会議の状況

(午後4時 開会)

### (神鳥副理事長兼常務理事)

失礼致します。鳥取県医師国民健康保険組合副理事長兼常務理事の神鳥でございます。

本日の組合会は、組合会議員の改選後初めての組合会でございます。従って議長及び副議長が決まっておりますので、仮議長の選出についてお諮りいたします。仮議長の選出ですが、執行部に一任願えますか。

### 【異議なし】

そう致しますと、8番・谷口玲子先生に仮議長をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

### 【異議なし】

ありがとうございました。それでは、谷口先生、議長席へご登壇願います。

### (谷口仮議長)

谷口でございます。日程に従いまして、議長の選出までの間、仮議長を務めさせていただきますのでご協力をよろしくお願い致します。

それでは、ただいまから第125回鳥取県医師国民健康保険組合通常組合会を開会致します。まず、事務局より資格確認をお願い致します。

### (谷口事務長)

組合会議員総数は30名でございます。本日受付されました方は22名です。従いまして、過半数の出席でございます。以上、ご報告します。



### (谷口仮議長)

過半数の出席ですので、本会議は成立致します。議事録署名人の選出を致したいと思います。議長に一任して頂けますでしょうか。

### 【異議なし】

ご異議がないようですので、16番西田法孝先生、29番石井敏雄先生のお二方をお願い致します。それでは、議長の選挙を行います。

鳥取県医師国民健康保険組合規約第37条の規定によりますと、「組合会の議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する」となっております。只今までに文書等をもちまして立候補を表明された組合会議員の方はございません。ここで、立候補される方はございませんか。

### (板倉組合会議員)

はい。私が議長に立候補致します。

### (谷口仮議長)

ただいま 1番、板倉和資組合会議員から立候補の表明がございました。その他に立候補を表明される方はございませんか。

ないようでございますので、板倉組合会議員を議長当選人と決定することにご異議ございませんか。

### 【異議なし】

ご異議がないものと認めまして、板倉組合会議員を議長当選人と決定致します。

議長が決まりましたので、以上をもちまして、仮議長の任務を終わります。皆様のご協力により、仮議長の責務を果たすことができました。ご協力、誠にありがとうございました。それでは、板倉議

長、議長席へご登壇願います。

**(板倉議長)**

仮議長の谷口組合会議員、誠に有難うございました。

ただいま、組合会議長に選任いただきました板倉でございます。組合会の活性化のために微力ながら努力していきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、引き続いて副議長の選挙を行ないます。只今までに文書等をもちまして立候補を表明された組合会議員の方はございません。ここで、立候補される方はございませんか。



**(野坂組合会議員)**

はい。私が副議長に立候補致します。

**(板倉議長)**

ただいま17番、野坂美仁組合会議員から立候補の表明がございました。その他に立候補を表明される方はございませんか。

ないようでございますので、野坂組合会議員を副議長当選人と決定することにご異議ございませんか。

**【異議なし】**

ご異議がないものと認めまして、野坂組合会議員を副議長当選人と決定致します。それでは、野坂副議長、一言ご挨拶をお願いいたします。

**(野坂副議長)**

副議長に選任されました野坂でございます。板倉議長を補佐したいと思いますので、よろしくお願い致します。

**(板倉議長)**

それでは、日程に従いまして、理事長のご挨拶をお願いします。

**(岡本理事長)**

理事長の岡本でございます。本日は、猛暑の中、

ご出席いただきましてありがとうございます。昨日は原爆の日でしたが、日本中で鳥取が一番熱かったということで有名になりました。38.4度ということで今までの最高かと思ったのですが、39.1度という記録があるそうです。長期にわたるこの暑さは大変なものだと思います。

さて、医師国保組合を取り巻く環境も多くの問題を抱えており、7月24日に当県が担当県として開催した中国四国医師国保組合連絡協議会でも各県から提出された議題をもとにディスカッションした訳ですが、その中に自家診療の議題がありました。愛媛県は自家診療を実施されていますが、協力費という形で医療機関から返されるため、組合の負担は3%程度ということです。その他の県は押し並べてそういう状況ではないため実施していないということでした。また、整形外科の先生方には馴染みがあることだとお聞きしていますが、柔道整復師の施術療養費の問題がありました。昨年も高知県から議題が出され、本年も愛媛県から出されましたが、鳥取県ではまだ大きな問題になっていないようです。

次に、全協の関係でも昨年从中四国支部の当番県ということで常務理事を仰せつかっております。中四国支部には9医師国保組合と2歯科医師国保組合、2薬剤師国保組合の13組合があります。その全協ですが、7月28日に臨時的に全協常務理事会が開催され、常務理事会終了後に国保組合の定率補助32%を維持することなどを厚労省保険局に陳情に行ってきました。この時期の陳情は、昭和58年に全協が設立されてから初めてのことのようです。それほど国保組合は逼迫した状況にあります。

まず、厚労省に陳情に行きました定率補助32%についてですが、国保組合の補助金に対しては、厚労省内の事業仕分けである厚労省事業レビューにおいて外部有識者から厳しい意見が出たようです。また、財務省が実施した予算執行調査でも、乱暴な試算が行われ、財政力が高い国保組合には補助金がいらぬのではないかということが言われています。これについては、全協から様々な要素を加味した正確な試算を厚労省に提出しております。しかしながら、現在の民主党は政治主導ということで長妻大臣の一声で方針が変わってきますので、予断を許さない状況に変わりはありま



せん。

また、補助金の見直しとともに、厚労省から附加給付の廃止も言われています。当組合でも実施している附加給付については、各組合員からの保険料財源で賄われているわけですが、附加給付で支払った医療費が全部返ってくる国保組合もあるようで「国民の疑念を招かないように是正するべきである。」という厚労省の強い指摘がございます。



次に、新しい後期高齢者医療制度につきましては、平成25年4月に新しい高齢者医療制度の施行という段取りで、「高齢者医療制度改革会議」が今まで数回開催されています。この改革は、保険者の一元的な運用を図ることが第一段階として位置付けられていますが、先日、中間報告案がまとめられたという報道がありました。要点をいうと、「地域保険は国保に一本化する。年齢で区分することなく、サラリーマンである高齢者の方や扶養者は被用者保険に加入する。」ということです。国保組合については議論されていないのではと心配していましたが、「国保組合は被用者保険と同様の扱いとする。」という主旨のものが中間報告案に盛り込まれました。8月中には正式に中間報告がまとめられ、12月に最終報告、来年1月の通常国会に関連法案が提出される方針のようです。

このように、我々医師国保組合を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後の組合運営には多大な不安があります。

また、後ほど、神鳥副理事長兼常務理事から説明がありますが、当組合としても6年続いての単年度赤字ということで、少し立て直していかなければいけない時期にきています。出来るだけ無駄を省きながら、必要なことは進めていきたいと思えます。本日は21年度の事業報告と決算報告ですので慎重審議のほどをお願いいたしまして、理事

長挨拶といたします。

#### (板倉議長)

有り難うございました。次に議案の審議に入ります。

議案第1号平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件、執行部からご説明願います。

#### (神鳥副理事長兼常務理事)

議案第1号平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件を説明致します。

まず、4ページをご覧ください。平成21年度医師国保事業実施状況ですが、この医師国保組合の会議は組合会が3回、理事会が3回、監事会が2回開催されております。

6ページをご覧ください。全医連関係は47都道府県医師会関連の国保組合の会でありまして、全国医師国民健康保険組合連合会というのが正式な名称です。全医連は昨年10月16日に連合会が香川県の高松全日空ホテルクレメントで行われました。その時に研究発表として、中四国から出ている医師国保問題検討委員会のメンバーお二人の先生が後期高齢者医療制度、特定健診・特定保健指導についてお話をされております。それから、中四国ブロックですが、昨年7月25日に徳島県で連絡協議会がありました。今年の7月には当県で行いしましたが、これが唯一ディスカッションのある会として、当県からも特定健診について質問を出しました。

7ページの下から8ページにかけて、これが全協関係でございまして、医師だけでなく職域的な国保組合で165組合ございます。全国国民健康保険協会が正式な名称です。その関係の会議が5回開催され参加しています。主なものは全協総会が6月に福岡で3月に明治記念館で行われております。

8ページをご覧ください。これが、中国四国ブロックの全協の会でありまして、当県が来年3月まで支部長組合となっております。その時にホテルニューオータニ鳥取で片山善博先生にお話をいただき好評を得ました。

9ページですが、物故組合員はございませんでした。前々年、平成19年が13名でございまして、平成20年度が2名でございました。平成21年度は

ゼロということでした。

10ページをご覧ください。被保険者数の推移でございます。平成21年4月から平成22年3月にかけて、これは次年度の予算立ての時の積算根拠になるものでございます。一番上に組合員、准組合員、家族、特定被保険者が上がっております。特定被保険者は、年金は厚生年金で医療は医師国保組合という方で全体の約3割近くこういう方がおられます。21年4月の年初よりは、組合員に関しては12減の393名、准組合員は38減の259名、家族は45減の803名、合計1,455名で年初より95名減となっています。これは、後期高齢になり脱退するという方もおられますし、従業員がやめられてという自然減ということもあります。それから、自家診療ができなくなったということで、健保の方に移られる方もおられ、そういったことが相まって95名の減につながっています。

11ページです。年次別の被保険者数ですが、年間平均のところを見ていただくとわかりますが、平成17年の指数を100とすると平成21年は77.64とかなり少なくなっています。やはり、平成20年の後期高齢者医療制度が始まったときから、かなり下がってきている傾向がございます。

国民健康保険料の賦課徴収状況は、保険料収納額が2億2,742万ほどです。それから、(2)国庫支出金交付状況は国の方から補助されるもので4回に分けて支給されます。大体、その表の第4・四半期分のところが一番額が大きくなっていますが、年末調整的に最終的に増えてくるというものです。7項目ございまして、主なものは2の療養給付費補助金と4の介護納付金補助金と5番目の後期医療費支援の3つでございます。

では12ページをご覧ください。(3)収支決算状況です。これは、県への報告書ですので組合会の決算書とは科目の内容が多少異なる部分があります。

次に円グラフですが、外周の方が21年度、内側の方が20年度です。収入の方ですが、国民健康保険料は前年度よりは4%ほど落ちています。国庫支出金はそれほど変わっていません。右の支出の方ですが、保険給付費は前年より若干下がっております。後期高齢者支援金、それから前期高齢者納付金が増えております。

13ページ、保険給付状況ですが、総括表をお示

します。まず療養の給付費のところでは前年の比較の数字を書いておりますので皆さん分りにくいと思いますが、診療費では件数がマイナス966です。費用額はマイナスの2,637万。組合員も准組合員も家族もそれぞれ前年度比マイナスとなっています。その他の保険給付費のところで、葬祭費に1と上がっていますが、前年度21年3月16日に鳥取市の山崎先生が亡くなられたのですが、支払いが平成21年度にずれ込んだ関係で、この葬祭費が1となっております。療養付加金ですが、後期高齢が始まったばかり、それから特定健診があったりしまして、レセプトのチェックがなかなか追いつかないという事情があって、作業が遅れていましたが、どんどん作業を進めていきますと、前年度より費用額が増えてくるということです。

では、14ページをご覧ください。(2)療養諸費の費用額負担区分でございまして、自己負担と保険者負担の分類です。一番右から2つ目の他法負担というのは精神、生保、特定医療です。備考欄にありますとおり、総数、組合員分、准組合員分、家族分ともに、いずれも前年比マイナスです。

それでは、次の15ページ(4)診療費の内訳です。見ていただきますように、総数のところの右から2つ目が10万152円となっておりますが、これは1人平均の費用ですが、前年より9,359円の減です。

医療給付費の推移表の折れ線グラフを見ていただきます。青が平成20年度、赤が21年度です。全体に21年度は、医療給付費が少なかったようです。

17ページをご覧ください。医師組合員の疾病分類ですが、前年と同じで、11番の消化器系疾患が一番多いです。9番の循環器系疾患が2番目で、4番の内分泌・栄養及び代謝疾患が3番目です。合計は161件でプラス5です。

18ページは先ほど申し上げましたとおり、亡くなられた方はありませんでした。

19ページをご覧くださいますと、医師組合員の年齢構成・平均年齢表が上がっております。50代が37.5%、60代が23.9%ですから、この2つの年代で61.4%ということです。75歳以上が10.2%で平均年齢は組合員58.5歳でした。

以上で説明を終わります。

**(板倉議長)**

只今の説明について、ご質問はありませんか。

ご質問がございましたら議席番号に続いてご発言をお願いします。

ご質問がなければ、これを承認してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

**【挙手多数】**

賛成多数により議案第1号の平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件は原案どおり承認されました。

次に議案第2号平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件、をご説明願います。

**(神鳥副理事長兼常務理事)**

議案第2号の平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件について説明致します。

まず総括表です。ここでは主に割合を述べさせていただきますが、歳入のところの款、国民健康保険料が60.5%、国庫支出金が25.3%、共同事業交付金が2.2%、繰入金が5.3%、繰越金が6.6%です。この中で特に増えているのが国庫支出金で前年より1,620万ほど増でございます。もう一つ増えているのが7番の繰越金でして、638万ほど増ということで、トータルで840万ほど増の2.3%増の収入済額が3億7,620万ほどございました。

それでは、23ページでございますが、この歳出のところは、一番右側の増減を見ていただきますとわかりますが、すべての款で歳出減となっております。組合会費が0.5%、総務費が7.1%、保険給付費が50.2%、後期高齢者支援金が21.5%、前期高齢者納付金が3.3%、老人保健拠出金が1.8%、介護納付金が10%、共同事業拠出金が2.3%、保健事業費が1.3%、基金積立金が0.1%、諸支出金が1.7%という形になります。トータルいたしますと当初予定が2,667万、7.3%減の支出済額が3億4,112万ほどでございました。下の欄に書いてございますが、歳入決算額、歳出決算額、差し引きしますと3,507万ほどということで、実際には繰入金が2,000万円ほどありますので980万ほどの赤字、6年連続赤字ということです。歳入が増えて、歳出も結構2,600万ほど抑え込んだのに、それでも赤字だということでございます。

それでは、24ページをご覧ください。これから主に明細でございます。歳入決算でございますが、第1款国民健康保険料ですが、当初予算が

2億4,000万ほどでしたが、最終的には1,258万ほど減の2億2,742万ほどでした。備考欄にありますとおり、均等割保険料が65.7%、所得割が34.3%ということです。被保険者1人当たりの保険料も15万910円ということで、前年より2,901円の増ということです。

25ページをご覧ください。第2款国庫支出金、第2項の国庫補助金ですが、1の療養給付費等補助金、当初予算が7,421万でしたが、収入済額が書いてあるとおりで1,619万ほど増の9,090万ほどでした。2番目に国保特別対策費補助金というのがありますが、節の3番目にあります高額医療費共同事業補助金は国から出る共同事業補助金で、一応この補助金の欄で歳入します。次の26ページをご覧くださいと一番上の第4款に上がっております共同事業交付金は全協から交付される高額療養費の補填分でございます。どうしても日進月歩の医療ですから、高度医療が出てくるとお金が出ていきます。そういったことで、組合運営が苦しくならないようにということで、全協が保険のような形をとっているわけです。ですから、何年かの平均で実際に戻ってくるお金がこれだけだったということでございます。847万ほどで前年よりは103万ほど減となっております。これは一応、計算をして申請をするのですが、その後向こうの方で調整して最終的には9割ぐらい返ってくる形になっております。

それから、第5款財産収入のところ財産運用収入ですが、これは預金利息でございます。節の部分の2つ目に準備金利子収入というのがあります。ここに県民債が3,000万入っていたのですが、1,000万円が2月18日に期限が切れまして普通預金で返ってきていますのでここは2,000万になっております。それから、第6款繰入金のところですが、取り崩しを行って繰り入れをしました。いわゆるへそくりであります任意別途積立金というところから2,000万を入れたということです。

次は27ページをご覧ください。ここに繰入金がありますが、これは特別積立金の取り崩しなどでございまして法定のものです。それから、第7款繰越金、第1項繰越金というところでは、当初予算1,850万のところ、638万増の2,488万ほど繰り越しがあったということです。以上から、歳入合計は800万ほど増の3億7,620万ほどでした。



これから歳出に移ります。歳出の部分につきましては、予備費支出、あるいは流用というものがございまして、ですから、予算現額欄のところの補正額の隣にそういう欄がございまして、そこを使っているということをご理解いただきたいと思います。流用をたくさんしているので実質の増減を見ているかということとちょっと違ってきます。

第1款組合会費は、組合会を3回開催していますが、その時の出席者数などで若干余ってくるということです。

29ページをご覧ください。2番目の一般管理費1,880万ほど組んでありました。こちらの方は、ほぼ不用額のところを見ていただくと、そんなに大きい額で余っているわけではありません。11番の需用費のところ、印刷費、消耗品費が14万ほど上がっている形になっております。それから、30ページをご覧ください。4番の組合協議会費というところ、特に19番、負担金補助及び交付金というのがございまして、101万ほど余った状態になっていますが、香川県で全医連があった時に中四国ブロック各県から出す特別分担金を上げる予定にしていたのですが、香川県が節約されたということで、例えばJTBの打ち合わせなども回数を減らしたり、職員がテープ起こしを自分でやったり、アナウンサーも職員がやるということで、大分簡略しお金が要らなかったということで、特別分担金は不用でしたので101万ほど余ったということでございます。

それから、第3款保険給付費、第1項の療養諸費でございまして、療養給付費のところ、当初予定が1億4,628万ほど予定しておりましたが、1,244万ほど減の1億3,384万ほど使ったということです。

それから、31ページをご覧ください。第3款保険給付費、高額療養費はほぼ予算どおりでした。

第3款保険給付費、第4項出産育児諸費でございまして、当初予算が570万で支出済額が383万。187万は他のところに流用しておりますが、出産育児に関して使ったのは10件でございまして、これはちょっと複雑でして、この年度に10月にちょっと制度変更がありました。もともとの38万円の人が入っていますし、いわゆる後遺症の補償制度にのった方は42万で、補償制度にのらなかった方は

39万という、ちょっと複雑な形でお金が返ってきているということです。

それから、次の32ページをご覧ください。第3款保険給付費、葬祭諸費でございまして、1の葬祭費175万ほど予定しておりましたが、支出済額は先ほどお話ししました山崎先生の30万だけということです。

第3款の傷病手当金ですが、この傷病手当金は、組合員は入院1日3,000円、180日限度で支払われます。准組合員は入院1日1,000円、180日限度で支払われるものです。当初予算額は200万で最終的には備考欄にありますが、組合員が12件、前年が27件ですから15件減です。准組合員が1件ということで、2万1,000円ほど不用があったということです。

第3款保険給付費の療養付加金は、1枚のレセプトについて入院2万1,000円、外来5,000円を超過した部分について還付するというものです。その支出済額が、当初予算が930万でしたが、鋭意努力しておりますので、1,793万というふうになりかなり多い額、863万ほど増という形になりました。

33ページをご覧ください。後期高齢者支援金ですが、これは支払基金のエクセルシートに代入して額を求めます。ほぼ、予定どおりだったと思います。

第4款の第1項が前期高齢者納付金も同じように、ほぼ支出が予定どおりだったと思います。第4款の第1項老人保健拠出金は平成20年3月で制度自体終わっていますが、その後まだお金を払わなくてはなりません。もう1年ほどあります。

34ページをご覧ください。一番上の第5款介護納付金ですが、これもほぼ予定どおり払ったということです。

第6款共同事業拠出金は、高額医療費で返してもらうための保険料のようなものです。これは、やはり同じようにエクセルシートに入れて予算立てをするのですが、なかなか見込みがつかえません。当初1,190万ほど予定していたのが、支出済額は779万ほどということです。

第7款保健事業費、第1項の特定健康診査の事業費ですが、備考欄にありますが、特定健康診査料が55件でした。前年度より11件減です。事業主からのデータ提供が15件で前年度より32件減ということです。特定健診の受診率は、平成20年度が

12.9%、平成21年度が8.35%と惨たんたるもので、予算における執行率も23%程度でした。

35ページをご覧ください。保健事業費は備考欄を見ていただきますが、がん検診が24件で主に乳がんと子宮がん検診です。人間ドックが30件で前年度より9件増えています。インフルエンザ予防接種の助成は前年より41件減っています。執行率は71%でした。

第9款、第1項の償還金及び還付加算金ですが、備考欄を見ていただきます。ト過納保険料の還付金ですが、ご子息やご子弟が医師国家試験に受かって健保に入るということで3名分返したというものです。補助金の返還は、療養給付費をもらい過ぎていたということで513万ほど返したというものです。

36ページをご覧ください。第9款の第3項地区医師会事務費交付金です。これは医師国保事業について地区医師会の事務的なことをお願いする経費で、備考欄にありますとおりの額を払っております。

第10款の予備費、予備費が当初1,200万ほどあったのですが、973万ほど流用しておりまして、備考欄にどういうところへ充当したかということは書いてございます。最終的には、227万ほど余ったということでございます。

歳出合計は、前年度より当初予定で2,668万ほど減の3億4,112万ということでした。

次に財産目録が書いてございますのでご覧下さい。

38ページは現金・預金等の管理状況でございます。

39ページには積立金の参考資料が載っています。法定積立金の算定状況ですが、特別積立金は組合が解散となった際の債務を返済するものですが、1.43倍持っています。新聞報道のように凄い金額を持っているわけではありません。給付費支払準備金は単年度に不足が生じた場合に切り崩すもので2.56倍持っています。この2つを合わせても大した額にはなりません。だんだん手持ちのお金がなくなっているように思います。

以上です。

**(板倉議長)**

ここで、監事の監査報告をお願いします。

**(明穂監事)**

監事の明穂です。去る7月22日に鳥取県医師会館におきまして新田監事とともに平成21年度決算及び業務について監査を行いました。それぞれ関係諸帳簿、領収書、預金通帳並びに定期預金証書等を調べさせていただきました結果、いずれも適切に執行され、正確に記載されていたことを認めましたのでここにご報告いたします。



**(板倉議長)**

只今の説明について、何かご質問はございませんか。

ご質問がなければ、これを承認してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手を願います。

**【挙手多数】**

賛成多数により、議案第2号平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件、は原案どおり承認されました。

それでは顧問の委嘱をお願い致します。

**(岡本理事長)**

鳥取県医師国民健康保険組合規約第44条第2項によりまして「顧問は、組合会の議決を経て、理事長が委嘱する」と規定されています。そこで元理事長の入江宏一先生、前理事長の長田昭夫先生を顧問としてご委嘱申し上げたいと思います。以上、ご提案いたしますので、よろしくご審議をお願い致します。

**(板倉議長)**

ただいまのご提案につきまして、何かご意見はございませんか。

**【異議なし】**

ないようですので、ご提案のとおり、入江宏一先生、長田昭夫先生を顧問としてご委嘱申し上げることに決定いたします。

その他、何かございますか。



## (神鳥副理事長兼常務理事)

皆さんのお手元に資料があると思いますが、年度別の収支表を挙げています。この中の2ページを見ていただきますと、右から2つ目が単年度収支、一番右側が自家診療の総額です。このとおり、6年連続で赤字です。理事長挨拶にもございましたが、定率補助32%がどうなるか分からないという現況がございますし、富裕組合にあっては今後所得割を重視するようというお達しがでるようです。この組合自体を均等割にもっていこうという方向にしていたのですが、それも難しいかなという現状がございます。

また改めてその時にはお話ししたいと思います。

ご参考までに資料を提出させていただきました。

## (板倉議長)

よろしいでしょうか。それでは、これで本日の日程は全部終了しました。これをもちまして第125回通常組合会を閉会致します。ご協力有り難うございました。

平成22年8月7日

第125回通常組合会

|     |      |   |
|-----|------|---|
| 議 長 | 板倉和資 | 印 |
| 署名人 | 西田法孝 | 印 |
| 署名人 | 石井敏雄 | 印 |

## 平成21年度事業報告、決算承認

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る8月7日開催の第125回通常組合会で平成21年度の事業報

告、歳入歳出決算等の諸議案が承認されました。概要は別記のとおりです。

### 平成21年度事業報告

#### 1. 平成21年度医師国保事業実施状況

| 区分                                | 実施年月日      | 実 施 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備 考                       |
|-----------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 組<br>合<br>会<br>(3<br>回<br>開<br>催) | 21. 8. 6   | 第122回通常組合会<br>1) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件<br>2) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件<br>3) 鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関して議決を求める件                                                                                                                                                                             | ホテルセントパ<br>レス倉吉<br>倉吉市上井町 |
|                                   | 22. 2. 18  | 第123回臨時組合会<br>1) 鳥取県医師国民健康保険組合役員選出の件                                                                                                                                                                                                                                                                                | ホテルニューオー<br>タニ鳥取<br>鳥取市今町 |
|                                   | 22. 3. 13  | 第124回通常組合会<br>1) 平成22年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について<br>2) 平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)に関し議決を求める件<br>3) 平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)に関し議決を求める件                                                                                                                                                                            | 同 上                       |
| 理<br>事<br>会<br>(3<br>回<br>開<br>催) | 21. 7. 11  | 第1回理事会<br>1) 4/23全協常務理事会出席報告<br>2) 5/14 全協理事会出席報告<br>3) 5/16 全協中国四国支部総会開催報告<br>4) 5/27 全医連代表者会出席報告<br>5) 6/11 全協総会出席報告<br>6) 第122回通常組合会の招集について<br>7) 第122回通常組合会付議事項について<br>(1) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について<br>(2) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について<br>(3) 規約の一部改正について<br>8) 中国四国医師国保組合連絡協議会の議題回答について<br>9) 所得調査の実施について | 鳥取県医師会館<br>鳥取市戎町          |
|                                   | 21. 11. 26 | 第2回理事会<br>1) 7/25 中国四国医師国保組合連絡協議会出席報告<br>2) 10/16 全医連全体協議会出席報告<br>3) 新型インフルエンザへの対応について<br>4) 平成22年度全協中国四国支部総会の企画について<br>5) 平成22年度中国四国医師国保組合連絡協議会の企画について<br>6) 第123回臨時組合会の開催について                                                                                                                                     | 鳥取県医師会館<br>鳥取市戎町          |

|               |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|               | 22. 2. 25 | 第3回理事会<br>1) 1/28 国民健康保険組合推進連盟代議員会出席報告<br>2) 1/28 全協第4回常務理事会出席報告<br>3) 平成21年度医師国保事業の現況について<br>4) 2/25 第2回監事会報告<br>5) 第124回通常組合会開催について<br>6) 第124回通常組合会付議事項について<br>(1) 平成22年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について<br>(2) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)について<br>(3) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)について | 同 上 |
| 監事会<br>(2回開催) | 21. 7. 11 | 第1回監事会<br>1) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について<br>2) 平成20年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について<br>3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について                                                                                                                                                                             | 同 上 |
|               | 22. 2. 25 | 第2回監事会<br>1) 平成22年1月末現在事業状況について<br>2) 平成22年1月末現在収支状況について<br>3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について                                                                                                                                                                                                 | 同 上 |
| 保健事業          | (随時)      | 特定健康診査事業、健康管理・健康増進のため事業への助成金交付                                                                                                                                                                                                                                                      |     |
|               |           | 地区医師会主催の平成21年度保健事業の助成金交付                                                                                                                                                                                                                                                            |     |

## 《全医連関係》

| 区分               | 実施年月日      | 実 施 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備 考                                                   |
|------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 全 医 連            | 21. 10. 16 | 第47回全国医師国民健康保険組合連合会<br>・代表者会議<br>・全体協議会<br>1. 代表者会議の結果報告及び承認事項<br>2. 決議<br>3. 研究発表<br>I 「後期高齢者医療制度の医師国保に及ぼす影響」<br>広島県医師国保組合常務理事 新田康郎 先生<br>II 「医師国保における特定健診・特定保健指導の現状」<br>香川県医師国保組合副理事長兼常務理事 竹廣 晃 先生<br>4. 特別講演<br>「弘法大師と四国遍路」<br>総本山善通寺第五十七世法主 真言宗善通寺派管長 大僧正 梶原禅澄 先生                                                                                                                                                                                                             | 高松市<br>全日空ホテルクレメント高松<br><br>中四国ブロック当番<br>担当 香川県医師国保組合 |
| 中四国ブロック<br>(全医連) | 21. 7. 25  | 平成21年度中国四国医師国民健康保険組合連絡協議会<br>・代表者会議<br>・全体会議<br>1. 議 事<br>1) 平成20年度事業報告(広島県)<br>2) 平成20年度決算報告(広島県)<br>3) 次期当番県について 鳥取県に決定<br>4) 全医連第48回全体協議会の担当について<br>2. 協 議<br>・協議議題<br>1) ジェネリック医薬品の普及促進について(広島県)<br>2) 特定健康診査・特定保健指導について(鳥取県)<br>3) 柔道整復師に対する「施術療養費」について(高知県)<br>4) 新たな被保険者の確保等について(徳島県)<br>5) 全国医師国民健康保険組合連合会第47回全体協議会の開催について(香川県)<br>・報告議題<br>1) 被保険者証のカード化について(徳島県)<br>2) 後期高齢組合員の保健事業について(鳥取県)<br>3. 特別講演<br>「坂東俘虜収容所でのドイツ兵捕虜の健康保険組合について」<br>鳴門市ドイツ館館長補佐・徳島大学名誉教授 川上三郎 先生 | 徳島市<br>ホテルクレメント徳島<br><br>担当<br>徳島県医師国保組合              |

## 《全協関係》

| 区分                               | 実施年月日      | 実 施 事 項                                                                                                                                                           | 備 考                                            |
|----------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 全<br>協                           | 21. 6. 11  | 第53回全協通常総会<br>1) 平成20年度事業報告について<br>2) 平成20年度一般会計収支決算について<br>3) 平成20年度研修事業等特別会計収支決算について<br>4) 平成20年度高額医療費共同事業特別会計収支決算について<br>5) 補欠役員の選任について<br>6) 第54回通常総会の開催地について | 福岡市<br>ホテルオークラ福岡<br><br>担当<br>福岡県支部            |
|                                  | 21. 11. 18 | 国民健康保険組合被保険者全国大会の開催                                                                                                                                               | 東京<br>明治記念館                                    |
|                                  | 22. 3. 12  | 第54回全協通常総会<br>1) 平成22年度事業計画について<br>2) 平成22年度会費について<br>3) 平成22年度一般会計収支予算について<br>4) 平成22年度研修事業等特別会計収支予算について<br>5) 平成22年度高額医療費共同事業特別会計収支予算について<br>6) 補欠役員の選任について     | 同 上                                            |
| 中四国<br>（全協）<br>ブロック              | 21. 5. 16  | 平成21年度全協中国四国支部総会<br>1) 平成20年度事業報告について<br>2) 平成20年度収支決算報告について<br>3) 平成20年度収支決算剰余金処分について<br>4) 平成21年度事業計画について<br>5) 平成21年度収支予算について<br>6) 平成21年度会費について               | 鳥取市<br>ホテルニューオータニ<br>鳥取<br><br>担当<br>鳥取県医師国保組合 |
| 中四国<br>（全協）<br>ブロック<br>委託<br>研修会 | 21. 5. 16  | 平成21年度全協中国四国支部委託研修会<br>1) 講演 「国保組合における当面の課題」<br>（社）全国国民健康保険組合協会 常務理事 中村嘉昭 氏<br>2) 講演 「医療・福祉を通して診る日本の政治」<br>慶應義塾大学法学部政治学科 教授 片山善博 氏                                | 同 上                                            |

## 2. 被保険者数の推移（平成21年4月～平成22年3月）

（人）

| 年 月   | 組 合 員        | 准組合員         | 家 族          | 計                | 後期高齢者組合員   | 第2号被保険者数     | 特定被保険者       |
|-------|--------------|--------------|--------------|------------------|------------|--------------|--------------|
| 21. 4 | 405          | 297          | 848          | 1,550            | 46         | 671          | 445          |
| 5     | 404          | 297          | 841          | 1,542            | 45         | 671          | 441          |
| 6     | 404          | 296          | 844          | 1,544            | 44         | 673          | 442          |
| 7     | 404          | 298          | 849          | 1,551            | 44         | 680          | 445          |
| 8     | 402          | 293          | 838          | 1,533            | 45         | 673          | 447          |
| 9     | 401          | 270          | 826          | 1,497            | 45         | 664          | 417          |
| 10    | 401          | 271          | 818          | 1,490            | 44         | 661          | 414          |
| 11    | 401          | 271          | 821          | 1,493            | 44         | 662          | 422          |
| 12    | 399          | 263          | 821          | 1,483            | 46         | 662          | 418          |
| 22. 1 | 397          | 260          | 819          | 1,476            | 46         | 658          | 416          |
| 2     | 394          | 256          | 817          | 1,467            | 48         | 654          | 414          |
| 3     | 393          | 259          | 803          | 1,455            | 49         | 652          | 409          |
| 計     | 4,805        | 3,331        | 9,945        | 18,081           | 546        | 7,981        | 5,130        |
| 平 均   | 400<br>(407) | 278<br>(333) | 829<br>(879) | 1,507<br>(1,619) | 46<br>(47) | 665<br>(687) | 428<br>(458) |
| 構 成 比 | 26.5%        | 18.5%        | 55.0%        | 100%             | ※ 3.0%     | ※ 44.1%      | ※ 28.4%      |

（ ）内の数 前年度の平均人数  
※ 加入の割合



(参考) 年次別被保険者数

| 年 度  | 年 間 平 均 |        |       |       |        | 年 度 末 現 在 数 |        |       |       |        |
|------|---------|--------|-------|-------|--------|-------------|--------|-------|-------|--------|
|      | 組 合 員   | 准組 合 員 | 家 族   | 計     | 指数%    | 組 合 員       | 准組 合 員 | 家 族   | 計     | 指数%    |
| 平成17 | 526     | 349    | 1,066 | 1,941 | 103.08 | 528         | 352    | 1,076 | 1,956 | 101.50 |
| 18   | 528     | 362    | 1,070 | 1,960 | 104.09 | 533         | 369    | 1,073 | 1,975 | 102.49 |
| 19   | 528     | 374    | 1,056 | 1,958 | 103.98 | 521         | 360    | 1,030 | 1,911 | 99.17  |
| 20   | 407     | 333    | 879   | 1,619 | 86.00  | 405         | 302    | 860   | 1,567 | 81.32  |
| 21   | 400     | 278    | 829   | 1,507 | 77.64  | 393         | 259    | 803   | 1,455 | 74.39  |

## 3. 財 政 状 況

(1) 国民健康保険料賦課徴収状況

(単位：円)

| 保険料算定額      | 災害等による減免額 | 増△減         | 保険料調定額      | 保険料収納額      | 未収額 |
|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 234,744,000 | 0         | △ 7,322,000 | 227,422,000 | 227,422,000 | 0   |

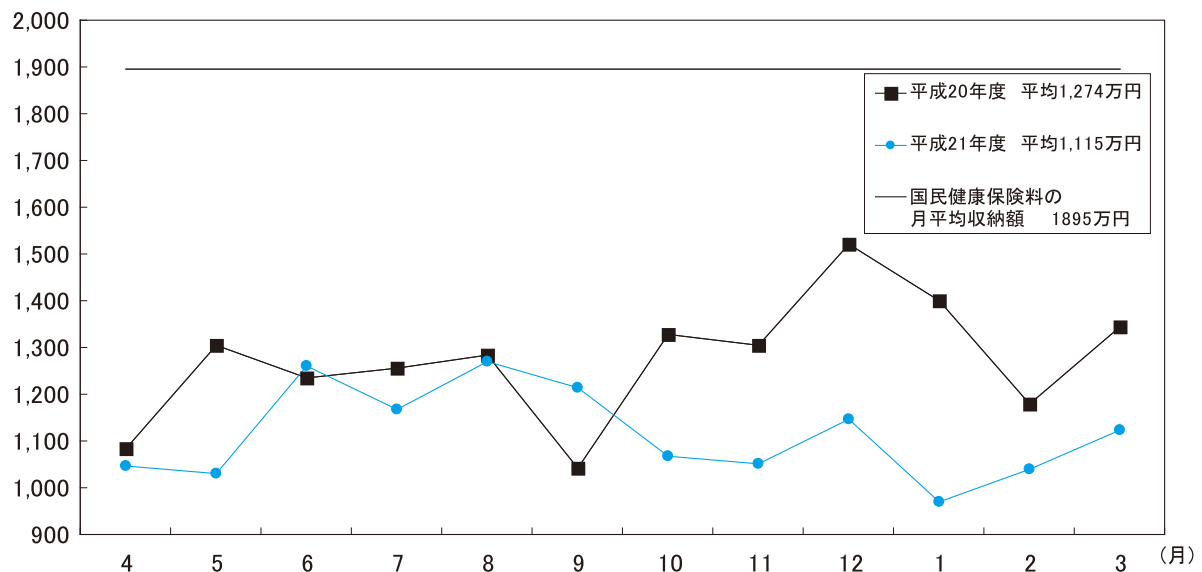
(2) 国庫支出金交付状況

(単位：円)

| 区 分             | 第1・四期分     | 第2・四半期分    | 第3・四半期分    | 第4・四半期分    | 計 (決算額)    |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事 務 費 負 担 金     | 917,000    | 0          | 0          | 1,144,624  | 2,061,624  |
| 療 養 給 付 費 補 助 金 | 8,037,000  | 11,955,000 | 11,955,000 | 25,741,908 | 57,688,908 |
| 老人保健医療費拠出金補助金   | 944,000    | 0          | 0          | 984,366    | 1,928,366  |
| 介 護 納 付 金 補 助 金 | 2,281,000  | 2,268,000  | 2,268,000  | 3,248,864  | 10,065,864 |
| 後 期 医 療 費 支 援 金 | 4,812,000  | 4,755,000  | 4,755,000  | 6,898,330  | 21,220,330 |
| 国保特別対策費補助金      | 475,000    | 0          | 620,000    | 742,000    | 1,837,000  |
| 特定健康診査等補助金      | 0          | 0          | 0          | 259,000    | 259,000    |
| 計               | 17,466,000 | 18,978,000 | 19,598,000 | 39,019,092 | 95,061,092 |

(万円)

医療給付費の推移表



## 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算

## 第1 総括表

## 歳入

(単位：円)

| 款           | 項           | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較増減額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|------------------|
| 1. 国民健康保険料  |             | 240,000,000 | 227,422,000 | 227,422,000 | 0     | △ 12,578,000     |
|             | 1. 国民健康保険料  | 240,000,000 | 227,422,000 | 227,422,000 | 0     | △ 12,578,000     |
| 2. 国庫支出金    |             | 79,120,000  | 95,061,092  | 95,061,092  | 0     | 15,941,092       |
|             | 1. 国庫負担金    | 2,320,000   | 2,061,624   | 2,061,624   | 0     | △ 258,376        |
|             | 2. 国庫補助金    | 76,800,000  | 92,999,468  | 92,999,468  | 0     | 16,199,468       |
| 3. 前期高齢者交付金 |             | 1,000       | 0           | 0           | 0     | △ 1,000          |
|             | 1. 前期高齢者交付金 | 1,000       | 0           | 0           | 0     | △ 1,000          |
| 4. 共同事業交付金  |             | 9,500,000   | 8,473,000   | 8,473,000   | 0     | △ 1,027,000      |
|             | 1. 共同事業交付金  | 9,500,000   | 8,473,000   | 8,473,000   | 0     | △ 1,027,000      |
| 5. 財産収入     |             | 500,000     | 316,243     | 316,243     | 0     | △ 183,757        |
|             | 1. 財産運用収入   | 500,000     | 316,243     | 316,243     | 0     | △ 183,757        |
| 6. 繰入金      |             | 20,001,000  | 20,000,000  | 20,000,000  | 0     | △ 1,000          |
|             | 1. 準備金繰入金   | 20,000,000  | 20,000,000  | 20,000,000  | 0     | 0                |
|             | 2. 積立金繰入金   | 1,000       | 0           | 0           | 0     | △ 1,000          |
| 7. 繰越金      |             | 18,500,000  | 24,881,797  | 24,881,797  | 0     | 6,381,797        |
|             | 1. 繰越金      | 18,500,000  | 24,881,797  | 24,881,797  | 0     | 6,381,797        |
| 8. 諸収入      |             | 178,000     | 45,454      | 45,454      | 0     | △ 132,546        |
|             | 1. 預金利子     | 70,000      | 7,536       | 7,536       | 0     | △ 62,464         |
|             | 2. 雑入       | 108,000     | 37,918      | 37,918      | 0     | △ 70,082         |
| 合計          |             | 367,800,000 | 376,199,586 | 376,199,586 | 0     | 8,399,586        |

## 歳出

(単位：円)

| 款           | 項           | 予算現額        | 支出済額        | 予算現額と支出済額との比較増減額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 1. 組合会費     |             | 2,000,000   | 1,846,598   | △ 153,402        |
|             | 1. 組合会費     | 2,000,000   | 1,846,598   | △ 153,402        |
| 2. 総務費      |             | 27,100,000  | 24,319,699  | △ 2,780,301      |
|             | 1. 総務管理費    | 27,100,000  | 24,319,699  | △ 2,780,301      |
| 3. 保険給付費    |             | 184,556,000 | 171,391,307 | △ 13,164,693     |
|             | 1. 療養諸費     | 148,000,000 | 135,069,653 | △ 12,930,347     |
|             | 2. 高額療養費    | 12,490,000  | 12,277,331  | △ 212,669        |
|             | 3. 移送諸費     | 0           | 0           | 0                |
|             | 4. 出産育児諸費   | 3,830,000   | 3,830,000   | 0                |
|             | 5. 葬祭諸費     | 300,000     | 300,000     | 0                |
|             | 6. 傷病手当金    | 2,000,000   | 1,979,000   | △ 21,000         |
|             | 7. 療養附加金    | 17,936,000  | 17,935,323  | △ 677            |
| 4. 後期高齢者支援金 |             | 73,502,000  | 73,501,420  | △ 580            |
|             | 1. 後期高齢者支援金 | 73,502,000  | 73,501,420  | △ 580            |
| 5. 前期高齢者支援金 |             | 11,379,000  | 11,378,607  | △ 393            |
|             | 1. 前期高齢者支援金 | 11,379,000  | 11,378,607  | △ 393            |
| 6. 老人保健拠出金  |             | 6,400,000   | 6,164,876   | △ 235,124        |
|             | 1. 老人保健拠出金  | 6,400,000   | 6,164,876   | △ 235,124        |

|            |              |             |             |              |
|------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 7. 介護納付金   |              | 34,400,000  | 34,257,068  | △ 142,932    |
|            | 1. 介護納付金     | 34,400,000  | 34,257,068  | △ 142,932    |
| 8. 共同事業拠出金 |              | 11,910,000  | 7,791,000   | △ 4,119,000  |
|            | 1. 共同事業拠出金   | 11,910,000  | 7,791,000   | △ 4,119,000  |
| 9. 保健事業費   |              | 8,000,000   | 4,373,169   | △ 3,626,831  |
|            | 1. 保健事業費     | 8,000,000   | 4,373,169   | △ 3,626,831  |
| 10. 基金積立金  |              | 500,000     | 316,243     | △ 183,757    |
|            | 1. 準備金等積立金   | 500,000     | 316,243     | △ 183,757    |
| 11. 諸支出金   |              | 5,785,000   | 5,784,254   | △ 746        |
|            | 1. 償還金及び還付加算 | 5,342,000   | 5,341,454   | △ 546        |
|            | 2. 過年度支出金    | 0           | 0           | 0            |
|            | 3. 地区医師会     | 443,000     | 442,800     | △ 200        |
| 12. 予備費    |              | 2,268,000   | 0           | △ 2,268,000  |
|            | 1. 予備費       | 2,268,000   | 0           | △ 2,268,000  |
| 合計         |              | 367,800,000 | 341,124,241 | △ 26,675,759 |

歳入決算額 376,199,586 円

歳出決算額 341,124,241 円

歳入歳出差引残額 35,075,345 円

## 特定健診・特定保健指導について

平成20年4月からスタートした特定健診・特定保健指導も3年目を迎えます。

平成22年度は、多くの方に特定健診を受診していただくことを目的とし、健診期間を平成22年7月1日から平成22年12月31日まで、**窓口負担を無料**としております。皆さまこぞって受診されますようお願いいたします。

また、昨年同様、鳥取県医師国保組合は、協会けんぽを代表保険者として、鳥取県医師会と集合契約をいたしました。従って、健診・指導とも鳥取県医師会の取りまとめた医療機関を利用していただくこととなります。

特定健診・特定保健指導の実施医療機関として登録された場合、自院での自家健診及び准組合員（従業員）の健診はできますが、自己健診・特定保健指導はできません。

### 『特定健診』

○6月中旬に、健診対象者に「受診券」を送付しております。

対象者は健診医療機関の窓口で、「受診券」と「被保険者証」を提示して受診してください。

自己費用負担は、ありません。

○准組合員（従業員）の健診は事業主による健診が優先となります。

つきましては、健診を実施されましたら、組合へご連絡ください。

「健診データ情報提供料の支給申請書」をお送りいたします。組合へ申請書と特定健診記録票送付してください。

健診データ情報提供料は一人当たり1,000円です。

○検査結果については、受診した医療機関から通知されます。

組合は、健診データから保健指導対象者の選定・階層化をいたします。

### 『特定保健指導』

保健指導対象者には、「特定保健指導利用券」をお送りする予定にしております。

それぞれに応じた支援を行います。

本人の費用の負担はありません。

保健指導のデータの提出・支払いは、特定健診の場合と同様です。



○動機付け支援（メタボリックシンドローム予備群）  
生活改善の目標設定を個別面接又はグループ  
面接により受け、6ヶ月後に目標を達成できた  
かどうか、身体状況や生活習慣の変化を見てい

きます。

○積極的支援（メタボリックシンドローム該当者）  
3～6ヶ月間、専門スタッフによる生活習慣  
改善のためのサポートが受けられます。

## 鳥取県医師国民健康保険組合ホームページについて

この度、鳥取県医師国民健康保険組合では、ホームページを開設しました。  
ホームページには、加入案内、給付事業、保健事業などの説明や申請様式一覧などが掲載されています。  
今後ますますコンテンツを充実していきたいと思っておりますので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

鳥取県医師国民健康保険組合ホームページ（<http://www.kokuho.tottori.med.or.jp/>）

鳥取県医師会会員の健康保険組合の公式サイトです。

■個人情報保護方針 ■お問い合わせ ■サイトマップ

TOTTORI Prefecture Medical Association  
鳥取県医師国民健康保険組合

鳥取県医師会会員の方で、まだ当組合に参加していない方は、家族・従業員共にもれなく加入しましょう。

INDEX

サイト内検索

検索

新着情報 what's new

- 特定健診の受診券を発送しました。2010/06/03
- 平成22年度中四国医師国保組合連絡協議会の開催について 2010/04/23

各種様式ダウンロード Download

各種申請書・申込書などの書類がこちらからダウンロードできます。

鳥取県医師国民健康保険組合  
〒680-8585 鳥取市戎町317  
TEL 0857-27-5565 FAX 0857-29-1578

医師国保のQ&A  
鳥取県医師国保組合の「よくある質問」はこちらから▶

新規加入を検討されている方

- 医療の給付
- 加入資格
- 保険料
- 健康保険適用除外
- 自家診療

すでに加入されている方

- 特定健診・特定保健指導
- 療養費の申請
- 出産育児一時金について
- 交通事故に遭った場合の届出方法

各ページに掲載されている写真、記事の無断転載を禁じます。

Copyright (C) 2006 鳥取県医師国民健康保険組合 All Rights Reserved.

## 組合の申請書・届書等手続き便覧

様式番号△印のものは、申出により本人へ直送するので医師会事務局にはありません。

| 区分                                                                                      | 申請等の事由                                                            | 様式番号 | 提出する書類等                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 資格関係<br><small>この欄に掲げる申請届書はすべて事業主組合員を経由すること。<br/>1～6の手続きは、当該事由の発生後十四日以内に届け出ること。</small> | 1. 組合へ加入するとき<br>(新規及び追加加入)                                        | 1    | ・資格取得届<br>・被保険者証一 (追加加入の場合)                                             |
|                                                                                         | 2. 被保険者証を紛失又は汚損したとき                                               | 4    | ・被保険者証再交付申請書                                                            |
|                                                                                         | 3. 修学の為、他の都道府県に居住する時、及び、修学を終えたとき                                  |      | ・国民健康保険法第116条 <sup>該当届</sup> <sub>非該当</sub><br>・在学証明書又は学生証の写し<br>・被保険者証 |
|                                                                                         | 4. 療養等で長期間住所を離れるとき (1ヶ月以上、但し国外へ出る場合を除く)                           | 4の2  | ・特別被保険者証交付申請書<br>・被保険者証                                                 |
|                                                                                         | 5. 住所、氏名、などが変わったとき                                                |      | ・住所氏名変更届<br>・被保険者証                                                      |
|                                                                                         | 6. 資格喪失 { 他の社保加入<br>医師会脱退、退職(准組合員)<br>世帯離脱 (結婚など)<br>生活保護適用、死亡その他 | 9    | ・資格喪失届 { 事業主組合員が資格喪失の場合<br>は所属の准組合員も同時喪失となる<br>・被保険者証<br>・他の保険の加入証明書など  |
| 関係保険料                                                                                   | 7. 災害による資産の喪失その他により、保険料の納入が困難になったとき                               | △    | ・保険料減額・免除・徴収猶予申請書                                                       |
| 給付関係                                                                                    | 8. 緊急その他、やむをえない理由で保険による診療が受けられなかったとき                              | 11   | ・療養費支給申請書<br>(8の場合)・診療報酬明細書<br>(9の場合)・領収書及び診断書                          |
|                                                                                         | 9. 制度上、保険扱いとならない柔道整復や、医師の指示、同意により補装具の装着やマッサージ師の施術等を受けたとき          |      |                                                                         |
|                                                                                         | 10. 死亡したとき                                                        |      | ・葬祭費支給申請書<br>・死亡診断書                                                     |
|                                                                                         | 11. 保険診療の一部負担金が規定の額 (150,000円又は、80,100円) をこえたとき                   |      | ・高額療養費支給申請書<br>該当者に国保組合から直接ご送付いたします                                     |
|                                                                                         | 12. 出産したとき<br>(妊娠4ヶ月以上の流産、死産を含む)                                  |      | ・出産育児一時金支給申請書                                                           |
|                                                                                         | 13. 交通事故など、他人の行為が原因で傷病をうけ、かつ保険で給付を受けるとき                           | △    | ・第三者行為による傷病届<br>・事故に関する「念書」<br>・事故発生状況報告書                               |
| 保健事業                                                                                    | 14. 療養のため入院・入所したとき                                                |      | ・傷病手当金支給申請書                                                             |
|                                                                                         | 15. 療養の給付を受けたときの自己負担が一定の額を超えたとき                                   |      | ・療養附加金支給申請書<br>該当者に国保組合から直接ご送付いたします                                     |
|                                                                                         | 16. 人間ドックを利用したとき                                                  |      | ・人間ドック助成金交付申請書<br>・領収書の写し                                               |